

リンカーンの再建計画について

三 浦 進

一、はじめに

アメリカの南北戦争 (American Civil War, 1861-1865) の際に、南部の十一州は合衆国連邦を離脱し、南部連合 (Confederate States of America) を結成して合衆国政府に敵対したが、これら南部諸州を、どのように再建してふたたび連邦の構成員とするかは、戦後の合衆国に課せられた最大の問題であった。この大問題の処理は、戦時中大統領の職にあつたエイブラハム・リンカーン (Abraham Lincoln) に当然ゆだねられるべきものであったが、かれが戦争のほぼ終了を見た一八六五年四月に暗殺された結果、代って大統領になったアンドルー・ジョンソン (Andrew Johnson) の手にゆだねられた。ジョンソン大統領は、南部諸州を寛大な条件のもとに連邦に復帰させる再建計画を考え、それを実施にうつしたが、これが連邦議会の大反対にあい、議会と争ったジョンソンは、みじめな敗北を喫して政界を去らなければならなかつた。大統領を打ち負かした議会は、ジョンソンの再建政策を白紙にもどし、みずから

が立案した再建計画を実施した。この計画は、南部社会の徹底的な改造を望んだものであり、この条件が満たされない限りは南部諸州の連邦復帰を許すまいとする、きびしいものであった。南部諸州は合衆国軍隊の占領下におかれ、その軍政のもとでの計画に基く再建がおし進められたが、それは、南部人の眼には、南部に必要であり妥当である諸制度を、北部人がその一方的意図に基いて廢止や変更を強要しているかに映つた。やがて南部諸州は、ある程度の条件が満たされれば連邦復帰を許されるようになり、一八七七年に至って最後の駐留軍が南部を引きあげるによよんで、南部の再建には終止符が打たれた。しかし、屈辱感を味わされた南部人の北部人に対する反感は、その後もながく続き、今日なお、そのしこりを残しているとさえいわれている。

南北戦争後の再建がこのように紛糾したことから、もしリンカーンが暗殺されずに生きていたら、かれはジョンソンのように議会と衝突することもなく、議会をうまく操縦して、かれ自身の意図していた再建計画をおし進め、北部人はもとより、南部人にも満足を与

える「再建をなしどうたであろう、など」ということがよくいわれる。

そして、リンカーンはすでに戦争中から南部に対する再建計画を考えており、その一部は実施を見たが、それは、かれの第二次大統領就任演説（一八六五年三月四日）に「なんびとに對しても惡意をいだかず、すべての人慈愛をもって」とあるように、まことに寬大な条件によって南部諸州の連邦復帰をはかるうとするものであった。

このような寬大な精神に富んだ大統領が再建に從事していただならば、再建は円滑に行なわれ、南北間の異和感が今日まで続くようなことはなかつたであろう、などといふこともよくいわれるのである。

しかしながら、リンカーンが果して戦時にすでに再建計画なるものを持っていたかどうかは、はなはだ疑問である。また、それに類したものを持っていたとしても、それを戦後に適用することが果して可能であつたかどうか。その場合、連邦議会との衝突を免かれることことができたかどうか。さらにその寬大な計画が、寬大なるがゆえに北部人をも南部人をも満足させることができたかどうか。すべては疑問である。これらの点を明らかにしようとするのが、この小論の目的である。

一、南北戦争前期における再建計画

アメリカの歴史家の中には、再建という問題はなにも戦争終了後に突如として生じたものではなく、戦争中あるいは戦争前から考慮されてしかるべきものであるから、南北戦争勃発の直前から戦争を通じて大統領であつたりンカーンは、当然、再建計画を持っていた、と考える人がかなりいる。

まことに、南北戦争を実際に経験した歴史家のスコット（Eben Greenough Scott）は、「注目すべき」といは、南北戦争のそもその初めから連邦政府は、結局は勝利を得るということに少しの疑いも示さなかつた。また、重要なことには、取り返しがつかないと思われるような敗戦の時でさえも、『武運が方に帰した暁には反乱諸州をどうすべきか』という問題にたゞ心を使つていた。⁽¹⁾ といい、合衆国政府が戦争中もつねに戦後ににおける南部諸州の再建を考えていたことを指摘している。したがつてかれは、戦時にリンカーン大統領や議会によつて計画されたり実施を見たりした南部諸州に対する諸対策を、再建計画と見て重視しているのである。また、スコットと同時代の歴史家マッカーシー（Charles H. McCarthy）も、同様の見解から『リンカーンの再建計画』と題する書物を著わしている。

次に、一九六三年に死去した歴史家のヘッセルタイン（William B. Hesseltine）は、次のようにいふ。⁽³⁾

再建（Reconstruction）は、実際に、南北戦争の根本的な係争問題であつた。南部の作り直し（re-make）をしたいという欲望、その社会制度を組織し直したいという欲望、その異った經濟をアメリカ的生活の主流の中に引き入れたいという欲望、政府についての、また憲法の解釈についての、特殊な考えを南部諸州におしつけたいという欲望——、こういう欲望こそは、戦争を開始させた原因だった。まったくのところ、連邦離脱はこの再建をのがれようとする南部の努力であつて、南部の政治家たちは、のよくな再建を、新興勢力である共和党が連邦政府を

支配したことの中に予見したのである。

ヘッセルタインによれば、北部人と共和党政権が自分の望むように南部を改造しようとしたとし、そのような意図をもつ再建政策を南部におしつけようとしたところから南北戦争が起つた。それゆえ、共和党政権の代表者であるリンカーンは、当然、大統領就任（一八六年三月）と同時に、南部の再建をめざして行動したはずである。リンカーンが戦争勃発（一八六一年四月）と同時に軍隊を派遣してメリーランド、ケンタッキー、ミズーリの連邦離脱論者を圧迫し、これら境界線諸州を連邦側に確保したこと、一八六一年から一八六年にかけて、離脱州であるヴァージニアに連邦支持のかいらい政権をつくらせようと努力したこと、一八六二年にテネシー・タルイジアナなどの占領地域へ軍政知事（military governors）を派遣して連邦支持の政権をつくらせようとしたことなど——これらリンカーンの戦争初期における南部対策のすべては、かれの一連の再建計画によるものである、とヘッセルタインは見ていているのである。⁽⁴⁾

また、ヘッセルタインの死去と同年の一九六三年に九十五歳で死去した黒人の史家デュボイス（W. E. B. DuBois）は、南部社会の改造に際して最も重要な役割をもつ奴隸制度の崩壊とその再編成こそ、再建の中心課題であると考え、奴隸制度の崩壊が、南北戦争勃発における南北対立の激化や共和党政権獲得によって、早くも開始されたとの見解から、再建問題の発生をこの時点に求め、一般には一八六五—七七年とされている「再建時代」（Reconstruction Period）の開始期を一八六〇年としている。⁽⁵⁾ ちなみに、最近の歴史家のハイマン（Harold M. Hyman）も、奴隸制度の廃止をめぐつ

てリンカーン大統領と共和党急進派（Radical Republicans）との対立・抗争が、戦争勃発直後から戦争終結時に至るまで一貫して続いたことを理由に、「再建についての研究は、一八六五年からでないことはもとより、一八六三年からでもなく、一八六一年から出発することほど必要である。⁽⁶⁾」といい、たとえリンカーンは奴隸制度の廃止に消極的であつたにせよ、この制度の廃止に基く南部の再建構想は、共和党急進派の手によって、早くからおし進められており、リンカーンは、それを無視することはできなかつた、としている。

さて、以上の歴史家たちは、いずれも相当な論拠に基いて、再建という問題が始まる時期を、一八六〇年ないし六一年という早い時点におき、したがつてリンカーンの再建計画もこの時期に始まるを見ているのである。しかしながら、筆者には、それらの論拠に納得できないものがある。以下にそれを述べよう。

まず、スコットやマッカーシーが指摘したように、戦争の初期に、連邦政府や北部の人心が、戦争は北部の勝利のうちに直ちに終り、戦争が終るや否や南部諸州が連邦に復帰して来るであろうと考えたり、逆に、南部諸州が連邦離脱を取り消して連邦に復帰しさえすれば、戦争は終るであろうと考えたことはたしかである。それゆえリンカーンも、一八六一年七月四日に特別議会に与えた教書、いわゆる「戦争教書」（War Message）において、連邦の回復をこの戦争の目的として掲げ、反乱諸州に連邦に復帰することをさかんに呼びかけているのである。しかしながら、戦争初期においてリンカーンや北部の多くの人々が考えた南部諸州の連邦復帰は、これらの州を昔のままの状態ででも連邦に復帰させようとするものであつて、

南部諸州の旧来の諸制度に変更を加えた上で連邦に復帰させる」とを意図したものではない。それは単に連邦の「回復」Restorationのみをめざした計画であつて、「再建」Reconstructionのための計画だったとはいえないものである。

「再建」Reconstructionとは、合衆国連邦を離脱した南部十一州の单なる連邦復帰を意味する言葉ではない。再建について書かれた多くの歴史書から推察すれば、それは、南部諸州の社会をどのように作り直すのか、その社会がどのように改造されたら連邦復帰を許すのか、その新生南部の連邦への復帰によって合衆国全体の構造がどのようになるのか——」のようなことを意味していると考えられる。ヘッセルタインの前掲の言葉は、このことをよく示している。しかしながら、再建問題が南北戦争の根本原因であるというかの見解は、果して妥当かどうか疑わしい。なぜなら、一八六〇年の大統領選挙における共和党の政治綱領には、南部諸州の現存の諸制度には干渉しないことが明白に述べられており、選挙後も、リンカーンはこのことをくりかえし述べているからである。これを見れば、南部社会の改造を叫んでいた人々が南北戦争前の北部にかなりいたとはいえ、その勢力はまだ共和党を動かすまでには至っていないかったと考えられる。また、一八六一—六二年のリンカーンの南部諸州に対する行動を、かれの再建計画によるものとヘッセルタインが考へているのも、疑問である。この時期のリンカーンの南部対策は、連邦から離脱しようとする州の数を最小限にいくとめること、離脱した州に対しては、その州内にかなりいると思われる離脱反対者の勢力増大をはかつてその州を連邦側にとりもどすことだけであ

って、こうすることによって戦局を有利に展開し、戦争を早く終らせようとする戦略上の手段にすぎなかつたと考えられる。それが南部社会の改変をめざしたものでなかつたことは、この時期のリンカーンの軍政知事にあてた書簡類に、南部社会の改変を指示したようなものが見当らないことによつてもわかるのである。

南部社会の改変を考える場合には、この社会を特色づけていた根本的な旧制度である奴隸制度の改廢が、当然、注目されるべきであつて、この点、奴隸制度の崩壊とその再編成を再建の中心課題と考えたデュボイスの認識は正しいといえる。しかしながら、かれのいうような早い時期に、共和党政権ないしはリンカーンが、奴隸制度の破壊を意図していたかどうかは、疑問である。一八六〇年という時点において、アボリッショニスト（Abolitionist 奴隸制即時廃止論者）をはじめとして、共和党内の一部の者が奴隸制の即時廃止を叫んでいたことは、たしかに事実である。しかし共和党は、奴隸制の合衆国領土への拡大には反対するが南部諸州に現存する奴隸制度には干渉しないことを、はつきりと政綱に掲げていたし、リンカーンもこのことを選挙演説においてたえず強調していた。そしてリンカーンは、大統領になつてからも、南北戦争が勃発してからも、この方針を堅持し続け、一八六三年一月一日の奴隸解放宣言発布の時期まで、その態度を変えようとしたのである。⁽⁷⁾ もともと、この間、北軍の前線司令官のフレモント（John C. Frémont）やハンター（David Hunter）などが、軍司令官の権限で自己の管轄地域に奴隸解放宣言を出してお⁽⁸⁾り、また議会は、共和党議員のほとんど全員一致によつて、第一次（一八六一年八月）および第二次

(一八六二年七月) 敵産没収法 (Confiscation Act) を制定し、反乱支持者の所有する奴隸の解放を決めていた。しかし、これら前線司令官の宣言や議会の敵産没収法は、再建を考えて行なわれたというよりもむしろ、反乱に加担する者に脅威や損害を与えることや、解放した黒人を兵員化して北部の戦力を増強しようとする目的として行なわれたと考えられる。しかもリンカーンは、このような動きに動かされることなく、前線司令官による奴隸解放宣言はすべて取り消させ、議会が定めた敵産没収法は、これを適用しようとしなかったのである。また、最近、ローズ (William Lee Rose)⁽¹⁰⁾ が詳細に描き出したように、一八六一年十一月以降には、サウスカロライナ海岸のポート=ロイヤルなど、北軍の占領地域の一部において、再建されるべき南部の理想的な社会を意図したと思われる、黒人と白人からなる協同社会が出現したのも、事実である。しかしこの実験は、合衆国政府やリンカーンとは関係なしに、一部の人々によって行なわれたものにすぎず、この時期のリンカーンは、黒人と解放された一部の黒人を国外に移住させようと努力していた。⁽¹¹⁾ 以上のようにリンカーンは、一八六二年の終りまでは、南部の再建の際に最も問題になる奴隸制度には、ほとんど手をふれようとはしなかつたのである。

たとえ大統領はそのような態度であつたにせよ、共和党急進派は早くから再建のことを考えており、このため奴隸制廃止に消極的な大統領に激しい非難を早くから浴びせていた、と主張するのがハイマンである。たしかに、リンカーンと急進派——奴隸解放に積極的

な人々——との間の対立・抗争は、ハリー=ウィリアムズ (T. Harry Williams) が『リンカーンと急進派』⁽¹²⁾ の中で克明に描き出したように、戦争の初めから終りまで続き、リンカーンの死の直前には、その対立はきわだつものになっていた。それゆえ、戦後ににおけるジョンソン大統領と共和党急進派ないしは議会との対立・抗争は、戦時中におけるリンカーンと急進派との争いが戦後に引継がれたものであるとさえいわれる。また、急進派がリンカーンを攻撃したおもな点は、大統領が奴隸制廃止に積極的でない保守的共和党員や民主党員を軍司令官や政府の要職に任命していること、および奴隸の即時解放と黒人の兵員化に反対していること⁽¹³⁾ である。しかしながら、一八六一—六二年という時期を考えると、この時期にはリンカーンは、まだ急進派の意向を無視して、事を行なうことができた。かれは保守的共和党員や民主党員を軍司令官や閣僚に平然と任命することができたし、急進派に同調して議会が制定した敵産没収法を実施しないこともできた。というのは、このころ急進派に同調して奴隸解放を叫んだ人の多くは、戦後における南部の再建を真剣に考えたというよりも、むしろ戦局がはなばなしく展開しないところから、奴隸を解放すればこれが南部の指導者に打撃を与える、南部の人心に動搖を与えて、戦局を北部に有利にすることができるとの考え方から急進派に同調しただけであつて、大統領が別な方法で戦局を有利に導くことをも期待していたからである。

戦争を北部の勝利によって終らせる」とができるか、といふ」とを主として考え、戦後の南部の再建まで考える余裕はなかつた、と筆者は思うのである。

III、南北戦争後期における再建計画

それでは、一八六三年以後はどうであろうか。一八六三年一月一日には、リンカーンは「奴隸解放宣言」を発して、抗戦中の南部諸州の奴隸制度の廃止を明らかにした。この宣言は、戦局の不利にともなう北部の世論や議会における批判に屈したリンカーンが、ついに不本意ながらも発したものであるが、かれはこのとき以後は、この宣言を取り消さないことを、しばしば言明していく。したがつて、一八六三年以後は、南部諸州は奴隸制度の廃止なくしては、連邦に復帰することができなくなつた。その上、この年の七月には、ゲティスバーグ (Gettysburg) およびヴィックスバーグ (Vicksburg) の戦いがあり、これらの戦いを転機として、北軍は優勢に立ち、北軍の占領地域も広がるようになつて、ついに連邦政府が南部の再建を行ないうる可能性も生じた。このような点から、ドナルド (David Donald)⁽¹⁴⁾ をはじめとして、アメリカの歴史家のかなりの人が、大統領や議会が再建問題にたずさわるようになるのは一八六三年以降である、としているのである。

「」とは、たしかにいえると思われる。リンカーンは、奴隸解放宣言を出さないわけにはいかなくなつたと知つた一八六二年十二月に、メキシコ湾岸方面軍司令官をバトラー (Benjamin Butler)

将軍からバンクス (Nathaniel P. Banks) 将軍に代え、「」の宣言

の適用は受けないが、「」の宣言の影響を大いに受けると考えられた占領地区であるルイジアナの、奴隸制廃止に伴う社会変動に備えた。ルイジアナに赴いたバンクスは、翌一八六三年一月に軍命令を発したが、それは解放された黒人に労働を命ぜるものであり、またプランター（農場主）と黒人との間の雇用関係を規制する内容のものであった。リンカーンが急進派のバトラーを穩健派のバンクスに代えてこの仕事に当らせたのは、急激な社会変革や混乱が起ころるをおそれたからと思われる。したがつて、バンクスの軍命令の内容は、黒人をプランターのもとに従属させようとするものであり、新しい雇用制度は、従来の奴隸制度とあまり変わるものではなかつた。しかし、従来の軍司令官や軍政知事が、主として連邦に忠実な政権の樹立のみを任務としていたのに対し、バンクスが奴隸制度の廃止に伴う新しい社会制度の樹立に従事したのは画期的なことであつて、リンカーンも「よいよ南部社会の変革に関心をもつようになつたかに思われるるのである。さらに一八六三年七月以降、戦局が北軍に有利になると、リンカーンは、バンクス将軍やテネシーの軍政知事アンドルー＝ジョンソンなどに、新政権の樹立について細かい指示を書き送るようになつた。⁽¹⁵⁾ そして一八六三年十二月には、これら占領地域での経験に基づいて、一つの「布告」(A Proclamation) ——一般に「大赦と再建につひての布告」(A Proclamation of Amnesty and Reconstruction) と呼ばれるもの——を出し、南部諸州に反乱政府に代わる新しい州政府をどのように建設するかを明らかにしたのである。

一方、連邦議会の共和党員たちがリンカーンの考える以上の変革

を要求し、その変革が行なわれなければ南部諸州を連邦に復帰させないことを明確に示すのも、一八六三年からである。連邦議会下院の共和党議員たちが幹部会を開き、リンカーンによって南部諸州につくられる新政権の代表者たちは依然として奴隸制支持者であろうとの想定のもとに、新しい州政府の代表者を連邦議会に受け入れないことにしようとしたのは、一八六三年一月二十日である。⁽¹⁷⁾ そして議会は、その後もこの態度を変えず、リンカーンの「布告」に基いて樹立されたルイジアナ、アーカンソー、およびテネシーの新政府の代表者たちを受け入れないばかりか、一八六四年七月には、急進派の指導者であるウェーデ (Benjamin F. Wade) やデイヴィス (Henry Winter Davis) の提案による法案——「ウェーデ・デイヴィス法案」(Wade-Davis Bill) ——を通過させ、新しい州政府の建設はこの法案によらなければならないとした。この法案が通過したのは議会の最終日（七月二日）であったから、これに不賛成のリンカーンは、拒否教書を付けずに法案を「握りつぶす」("pocket veto") ことができた。それにもかかわらず、リンカーンは六日後（七月八日）にわざわざ、拒否の理由を書いた「声明」(A Proclamation) を出したので、大統領のこの態度をいきどおったウェーデ・デイヴィスは、これに対抗して、大統領の拒否の理由を反駁する「宣言」(A Manifesto) を発表した（八月五日）。このように、一八六三年以後の大統領と急進派ないしは議会との争いは、再建策をめぐるものとなっていたのである。

以上のように戦争の後半期である一八六三年以後は、大統領も議会も再建問題にたずさわるよくなつたと見てよい。だが、それだ

からといってこの時期にリンカーンが再建計画と呼ばれるに値するものを持っていたと考えてよいかどうかは、はなはだ疑問である。一般に一八六三年十二月のリンカーンの「布告」は「大赦と再建についての布告」と呼ばれ、その内容がリンカーンの再建計画であるとされている。なるほどその内容は、これまで反乱に参加してきた者でも、合衆国に対する忠誠の誓いをすれば、その者に大赦を与えて以前に持っていた諸権利を回復させ、こういう人々の数が一定の数に達したならば、この人々に新しい州政府を建設させ、その政府が一定の条件にかなっておれば、大統領がその政府をその州の眞の政府と認めるというものであり、その新政府建設の条件としては、政体が共和制である」と、および奴隸を解放することが挙げられている。これを見れば、いかにも戦後における再建を考えたもののように見える。しかしながら、この「布告」には「再建」 Reconstruction という言葉は全然見あたらず、その上、「布告」の前文には「現在、反乱が存在しており、そのため、いくつかの州において「合衆国に」忠誠な州政府が長いあいだ破壊されており、また、多くの人々が合衆国に敵対する反逆罪を犯してきたし、また現に犯しているので、……これまで上記の反乱に従事してきた人々に、「合衆国に」忠誠な州政府をふたたび発足させる」とが今や望まれるゆえに⁽¹⁸⁾ とある。すなわち、この布告の目的は、合衆国に敵対して現に戦っている南部諸州に連邦支持者の数をふやし、その人たちの力で、現在の敵対的な州政府に代わる連邦支持の新政権をつくりだそうというのであって、これは、リンカーンが戦争の勃発以来とつきた連邦回復のための政策と本質的には少しも変わらないものな

のである。

「れに對して、一八六四年七月の「ウェーラー・アーヴィング法案」(以下に「法案」と略記)の方はどうかといえど、その第二条(Section 2)に、「合衆国に対する軍事的抵抗がその州において鎮圧され、その州の人民が合衆国の憲法および諸法律に対する服従に充分に復帰した時には直ちに」合衆国政府から任命される臨時州知事(provisional governor)がその州の新政府建設の仕事を開始する、となつてゐる。これは明らかに、戦争が完全に終ったのちの南部諸州の州政府の建設を考えたもので、その州政府の仕事は南部社会を改造することであつたと考えられる。したがつてこの「法案」には、南部諸州の連邦復帰については何も述べられていないのである。おそらく、再建された州政府の実績を見た上で議会が決定する「ことを考へたと思われる。ところがリンカーンは、自分の新政府建設案と議会のそれとの本質的な相違を悟らず、「法案」に對する拒否の「声明」において、この法案のことを「反乱諸州を連邦に回復する(restoring)ための一つの案」と呼んでいる。(20)一八六四年七月という時点になつても、リンカーンは連邦の回復のことばかり考えており、議会が再建のことを考へていたのに気づかなかつたといえよう。

それにもかかわらず、アメリカの歴史家の多くは、「布告」をリンカーンの再建計画の一つと考え、これに基いて、リンカーンの再建計画は寛大なものであったとしているのである。それでは、「布告」は「法案」と比べて、一体どのような点が寛大だったというのであらうか。「布告」と「法案」の内容を比較検討した限りでは、

そのようなことはいえそうもないものである。
まず、新政府建設の方法について、「布告」では實に大まかに規定されているのに対し、「法案」では細部に至るまで厳格に規定されている。しかし、これは一方が布告、他方が法律という性格の違いから來ているのであって、これをもつて前者が寛大、後者が厳格ということはできない。

次に、新政府の建設に必要な者の数を、「布告」では一八六〇年の大統領選挙におけるその州の投票者数の一〇パーセントとしているのに対し、「法案」では、その州のすべての白人男子市民を登録し、登録された者の過半数となつてゐる。一〇パーセントではあまりにも寛大過ぎるといわれるが、これは前述の両者の目的の違いから來ているのである。すなわち、「布告」において数を少數に限つたのは、かいらい政権をなるべく容易に、なるべく急速につくつて戦争の終結を早めようとする意図からであるが、「法案」の方は戦争終結のことを考へてゐるのであるから、その時にはすべての白人男子市民の登録を行なうことは可能であり、またその過半数を必要とすることは、決して厳格とは考へられないのである。

また、反乱の指導者を新政府樹立の仕事から排除することについては、両者の間にいくぶんの違いがある。すなわち「布告」では、南部連合の陸軍において佐官以上、海軍において尉官以上の地位に現在あるいは将来ある者、反乱を援助するために連邦議会の議席を去つた者、合衆国陸海軍の職を辞任して反乱の援助に參加した者など、を大赦から除外し、忠誠の誓いをさせないことにしてゐる。(21)これに対し「法案」では、南部連合や以前の州政府の官吏や軍人であ

つた者、および合衆国に敵対して自発的に武器をとつた者、を排除している。⁽²²⁾ この点、「法案」の方で排除されるの方が広範囲であり、「法案」の条件の方がきびしかったといえよう。しかし、このことによつて、リンカーンが旧南部の指導者層を寛大にゆるそうとしたとはいえない。なぜなら、旧指導者のほとんどの者は、「布告」が排除している者の中にふくまれることになると考へられるからである。

さらに奴隸制度の廃止についてみると、「布告」では、大赦によつて回復される権利には奴隸の所有権はふくまれないとある。また、大赦を与えるために要求した忠誠の誓いの言葉には、「この反乱の間に連邦議会を通過した奴隸に関するすべての法律および大統領の奴隸解放宣言を守り、これらを忠実に支持する。」という一句があり、新しくつくられる政府はこの誓いにそむくものであつてはならない、と規定している。⁽²³⁾ これらによつて、新しく生まれる州政府に奴隸制の廃止を命じてゐることは明らかである。一方、「法案」のほうでは、その第七条において、「不本意な奉仕 (Involuntary servitude)」は永久に禁止され、すべての人の自由がこの州では保証されている。」という条項を州憲法の一条項に掲げなければならぬとしており、また、第十二条には「諸州において不本意な奉仕または労働のもとにあつたすべての人は、ここに解放され、その状態を解除され、かれらとかれらの子孫は永久に自由となる。」とあります。さらに第十三条には「この法律あるいは合衆国の法規もしくは大統領の布告によつて自由を宣言された人を、不本意な奉仕あるいは労働に縛りつけたり引き入れたりする意図をもつて、その人の自

由を束縛した場合には、その者は……一五〇〇 ドル以上の罰金および五年以上二十年以下の禁固に処せられる。」などの規定がある。⁽²⁴⁾ このように「法案」は、奴隸制度の廃止について「布告」よりも積極的な規定を持つてゐる。しかしながら、黒人の参政権については両者とも考えておらず、新政府建設にあたる有資格者を「布告」では「各州の連邦離脱直前の有権者」⁽²⁵⁾ とし、「法案」はこれを「白人男子市民」⁽²⁶⁾ としており、ともに参政権は白人のみに限つてゐるのである。

以上に見たように、「布告」と「法案」とは、計画の内容としては、大差のないものであつた。それにもかかわらず、一八六三年十二月の時点ではほとんど全員が大統領の「布告」に賛意を表したとみられる議会が、一八六四年七月には大統領の「布告」に反対し、「布告」に基いて成立した新政権を認めず、「法案」の制定を行なおうとしたのはなにゆえであろうか。

それは、大統領が一般的大赦 (general amnesty) のほかに、個人的特赦 (pardon) を行なう権限を憲法上もつており（合衆国憲法第二条第二節第一項）、一八六三年十二月の「布告」の発布から一八六四年七月の「法案」の議会通過の間に、リンカーンがこの権限に基いて、「布告」においては大赦から除外されている反乱の指導者たちに、特赦を与えていたからと考えられる。すなわち、リンカーンは、「布告」発布の一週間後に、南部連合軍の陸軍大佐であつたガント (E. B. Gant) に特赦を与えたのをはじめとして、「布告」において一般の大赦から除外されていた反乱の指導者たちでも、南部連合軍から離れて出てくる者には、どしどし特赦を与え

たのである。⁽²⁸⁾ これでは旧指導者——その多くは民主党員であり、奴隸制支持者と考えられる——の多くが、新政権に参加していくことになり、奴隸制が復活する懸念も生じるのである。議会の共和党がおそれたのは、この点であったと考えられる。したがって「法案」では、南部連合や以前の州政府で官吏あるいは佐官以上の軍人であった者には、公職選挙権を与えないという一条項を新しい州の憲法に盛ることを要求し⁽²⁹⁾、これら旧指導者を永久に公職から追放しようとしているのである。また、奴隸制度の復活については、リンカーン自身は「法案」拒否の「声明」の中で、「私は……奴隸制を全国士にわたって廃止する憲法修正が採用されることを、心から希望し期待している」⁽³⁰⁾ といって奴隸制を復活する意図をもたないことを明らかにしているが、「布告」においては「その州の解放された人々 (freed people) に関してその州が採用し、かれらの永久的自由を認識し宣言し、かれらの教育にそなえ、しかも一時的措置として、かれらの労働階級としての、土地なき家なき階級としての、現在の状態と矛盾がないような規定は、連邦行政部 (National Executive) の反対を受けるものではない。」⁽³¹⁾ というように、解放された黒人の労働や教育やこれに対する経済的援助など、黒人の将来をいっさい新しい州政府の手に委ねているのである。したがって、リンカーンの気前よい特赦によって旧指導者たちがどしどし新政権に参加するようになり、この人たちが誓いの言葉を無視するようになれば、リンカーンの意図とは逆に、奴隸制が復活する可能性は充分にあるのである。「法案」が奴隸制の永久的廃止をうたつたのは、このことを恐れてであったと考えられる。

それにもかかわらずリンカーンは、「法案」を拒否したあと、ますます多く人に特赦を与えていき、一八六四年の最後の四ヵ月間にはテネシーのナッシュビルにおいてだけでも、二千人以上の旧南部連合軍の軍人が、「布告」にある忠誠の誓いをすることができたといわれている。⁽³²⁾ リンカーンはなによりに、議会の反対者の数をふやし、黒人の将来に危惧の念を与えたながら、このような寛大な特赦政策を続けていったのであろうか。

現代の歴史家のドナルド (David Donald) は、この間の事情を次のように説明している。⁽³³⁾ 一八六三年以降は、南部諸州が遅かれ早かれ連邦に復帰してくることが予想されるようになつた。そうなれば復帰した諸州は連邦議会に議員を送り、また、大統領選挙に参加することになる。ところで、過去の経験から見れば、南部諸州から送られてくる議員の多くは民主党員であり、南部諸州から選挙人投票は、テネシーとヴァージニアを除いては、一八五二年以後三回の大統領選挙において、いずれも民主党の手に帰している。したがって南部諸州が連邦に復帰すれば、連邦政治における共和党的敗北は必至である。これを防ぐためには三つの方法しか考えられない。(1) 南部連合のために戦つた者——共和党政権に敵対した者——の参政権を奪い、諸州の新政府を共和党支持者によって固めること(2) 解放された黒人に選挙権を与えて共和党への票を増加させること(3) 南部連合のために戦つた人々を寛大に許し、これらの人々に自州の再建をまかし、そうすることによって南部の白人の共和党に対する将来の支持を期待すること、であった。このうち、(1)は南部に共和党支持者が少数しかいない点で困難であり、(2)は共和党への票を

増加させるよりも白人の票の多くを民主党に投じさせるおそれがあり、結局、(3)が最善の方法であったので、リンカーンはこの方法を選んだ。以上のようにドナルドは説明するのである。

連合を見捨てることを期待し、そのような人々に連邦支持の新政権をつくらせよう、ということだった。リンカーンが寛大に大赦や特赦を与えたのは、このためであつたと考えられるのである。

四、むすび

共和党は結成後十年もたっていない政党であり、南北戦争の直前に政権の座についていた政党である。しかもその政権の座は、民主党の分裂によって得られ、皮肉なことに南部諸州の連邦離脱によって、かろうじて保ってきたのである。それゆえ、共和党の代表者であるリンカーンが共和党の将来を心配していたことは、たしかであろう。また、リンカーンは旧ホイッスル党員であり、南部諸州において民主党や立憲連合党 (Constitutional Union Party) に走った旧ホイッスル党員の中にかなりの数の友人を持っていて、この人たちが戦後に共和党支持に変わり、共和党が全国的政党となつて確立することを期待していたというスタンプ (Kenneth M. Stampp) の主張も、うなづけないこともない。しかしながら、リンカーンが共和党員であつたと同時に、合衆国の最高行政長官（大統領）であり合衆国軍総司令官であつたことを考えれば、かれの行動を、ドナルドやスタンプのように党勢拡大の面からのみ解釈するわけにはいかない、と筆者は思う。「布告」が再建計画というよりもむしろ連邦回復計画という性格をもつており、また、リンカーンが「法案」をも連邦回復案だと考えていてころからみれば、リンカーンが考えたのは、ともかく南部諸州に連邦支持の政権を急速につくらせ、早く戦争を終らせたい、ということであつたと思われる。一八六三年七月以後は南部のかなりの人々が、もはや合衆国からの分離独立を絶望的と考えるようになり、また戦いにもあきて来た。そのような人々が南部

一八六五年四月九日に、南軍の北ヴァージニア方面軍司令官リー (Robert E. Lee) 将軍が北軍のグラント (Ulysses S. Grant) 将軍に降伏し、南部連合の首府リッチモンドが北軍の手に帰した。するとリンカーンはただちにリッチモンドにおもむき、ヴァージニア州政府の代弁者と自称する人々と会見した。かれがこの人たちと約束したのは、もしヴァージニア州議会が合衆国側につくことと州軍の撤兵とを決めるならば、同州議会——合衆国に最後まで敵対した人々からなる議会——を、ヴァージニア州の事実上の政府として認めようというものであつた。四月十一日にワシントンに帰つたリンカーンは、夕刻、勝利に酔つてかれを迎えた群衆の前で演説を行なつた。その内容は、政府のなすべき唯一のことは、離脱した諸州と連邦との実際上の関係を正常にもどすことと、このことは可能であり、かつ容易であつて、その関係を取りもどす方法としては、一八六三年十二月の「布告」は一つの案にすぎず、各州の実情に応じて流動的な種々の案を考えなければならない、というものであつた。そしてこの演説が、かれの最後の演説となつたのである。

しかしながら、リンカーンがヴァージニア州議会に対して約束したような方法は、急進派や連邦議会はもちろのこと、かれ自身の内閣からも支持が得られず、リンカーンは閣僚たちの勧告によりこの

約束を取り消さねばならなかつた。⁽³³⁾ セイドこれに代わる新しい方法を協議するために、リンカーンは四月十四日に閣僚を集めだが、閣議では新しい案は生まれず、その夜、かれはフォード劇場において暗殺されたのである。

以上の経過を見れば、リンカーンはその死に至るまで、再建計画と呼ぶに価するものを持っていなかつたといえる。かれが考えたのは、戦後の南部の社会や経済の変革ではなくて、連邦と離脱諸州との関係の正常化であり、そのためには、現存の反乱政府でさえも敵対行為をやめれば、正当な州政府と認めようというのであった。「リンカーンにとって再建とは、本質的には連邦回復（restoration）という仕事であつて、革新（innovation）」⁽³⁴⁾ という作業ではなかつた。そして、かれが再びつくりだした理屈のは、「古い連邦（the old Union）——昔のままの連邦（the Union as it was）——であつた。」とスタンプはいつてゐるが、まさにその通りである。この説とは対照的に、リンカーンの南部に対する諸対策を、かれの再建についての諸計画と見たベッセルタインは、「リンカーンが南部諸州を古い連邦（the old Federal Union）の中に引きもどそうと意図したことば、一度もなかつた。それどころか、かれの案や計画や実行はいずれも、離脱した諸州を、一つの主権をもつ中央集権的な国家に従属する諸部分とする傾向をもつていた。」⁽³⁵⁾ といつてゐるが、南北戦争後にアメリカがベッセルタインのいうような国家になつたとしても、それはリンカーンの計画によるものだとは考えられない。ある。それはむしろ、戦争が生み出した結果である、と筆者は考えるのである。

南北戦争はそのように、合衆国連邦の構造の変革をはじめとして、政治面のみでなく経済や社会の面でも種々の変革を要求する諸結果を生みだして いたのである。議会の共和党員たちはこのことを察知し、戦争が後半期にはいつた一八六三年以降は、南部の経済や社会をどのように変えれば、新しい連邦になるかを考えていた。しかし、リンカーンのほうは、戦争の遂行に追われ、古い連邦を夢見て、戦争がまさに終ろうとしている時に至つても、再建についての確たる計画を持っておらず、旧南部の指導者を次々に特赦し、南部諸州を昔のままの姿でも連邦に復帰させようとしていたのである。リンカーンと議会との対立が、かれの死の直前にきわだつたものになつたのは当然のことであつた。しかし、幸いなことには、リンカーンは戦時中の大統領であった。議会の大多数は、戦争の遂行のためには大統領に協力しなければならないと考え、大統領との衝突を避けたと思われる。しかし、戦争が終り、リンカーンが依然として古い連邦の回復を考えていたとしたら、議会との衝突はおそらく避けられなかつたであろう。また、南北戦争を戦つた人々は、そのような結果に果たして満足したであろうか。

もしリンカーンが生きていたら、国民の受けた痛手を慈愛と寛容によつていやしてくれたであろうと云ふことは、リンカーンの死後一週間たらずの間に、宗教新聞の一編集者によつてつくられ、再建時代を通じてひろまつていつた神話である、とベッセルタインはいつてゐる。⁽³⁶⁾ まさにその通りで、それは、勝利という喜びのさなかに暗殺という悲運を聞いた人々が、そのショックによつてつくり出した神話であり、また、議会の再建政策によつて敗戦のみじめさを味

われた人々がいたとされた理由であったのです。

リンカーンが南北戦争の初めから終りに至るまで一貫して、南部諸州に対する寛大な態度をとる。南部連合側でいた人々に種しみなく特赦や大赦を与えたのは、やうやく南北戦争で人々が南部連合を離れた。南部連合の兵力が減少して戦へなくなれば、それを期待してゐた。南北戦争を終らせるための政策であつて、戦後の重建には適用されなかつたのである。

註

- (1) Eben G. Scott, *Reconstruction During the Civil War in the United States* (Boston and New York: Houghton, Mifflin and Co., 1895), pp. iii-iv.
- (2) Charles H. McCarthy, *Lincoln's Plan of Reconstruction* (New York, 1901).
- (3) William B. Hesseltine, *Lincoln's Plan of Reconstruction* (Tuscaloosa, Alabama: The Confederate Publishing Co., 1960; Chicago: Quadrangle Books Co., 1967) p. 12.
- (4) *Ibid.*, pp. 11-67.
- (5) W. E. B. DuBois, *Black Reconstruction*, 1860-1880 (New York: Harcourt, Brace and Co., 1935).
- (6) Harold M. Hyman, *The Radical Republicans and Reconstruction*, 1861-1870 (Indianapolis: Bobbs-Merrill Co., 1967) p. LXViii, foot-note.
- (7) ハーバード大学蔵「南北戦争と奴隸制」(文部省監修、明治十日月刊、昭和二十一年四月号)を参考した。
- (8) *Ibid.*, p. 111.
- (9) John Hope Franklin, *The Emancipation Proclamation* (New York: Anchor Books edition, 1965), pp. 15-16.
- (10) David Donald, *The Politics of Reconstruction*, 1863-1867 (Baton Rouge: Louisiana University Press, 1965), pp. 6-7.
- (11) William Lee Rose, *Rehearsal for Reconstruction: The Port Royal Experiment* (Indianapolis: Bobbs-Merrill Co., 1964).
- (12) *船団軍艦* 卷1—21回参照。
- (13) T. Harry Williams, *Lincoln and the Radical* (Madison and Milwaukee: The University of Wisconsin Press, 1941).
- (14) *Ibid.*, pp. 19-196.
- (15) Donald, *op.cit.*, p. xiii.
- (16) Williams, *op.cit.*, pp. 275-276.
- (17) *Ibid.*, p. 295.
- (18) *Ibid.*, p. 219.
- (19) Walter L. Fleming, ed., *Documentary History of Reconstruction*, 2 Vols. (New York: McGraw-Hill Book Co., 1966), vol. 1, p. 109.
- (20) *Ibid.*, p. 119.
- (21) *Ibid.*, p. 112.
- (22) *Ibid.*, pp. 110-111.
- (23) *Ibid.*, p. 120.
- (24) *Ibid.*, pp. 110-111.
- (25) *Ibid.*, p. 123.
- (26) *Ibid.*, p. 111.

- (26) *Ibid.*, p. 119.
- (27) Jonathan Truman Dorris, *Pardon and Amnesty under Lincoln and Johnson* (Chapel Hill: The University of North Carolina Press, 1953), p. 45.
- (28) John Hope Franklin, *Reconstruction After the Civil War* (Chicago: The University of Chicago Press, 1961), pp. 25-26; Dorris, *op.cit.*, p. 36, 68.
- (29) Fleming, *op.cit.*, p. 121.
- (30) *Ibid.*, p. 113.
- (31) *Ibid.*, p. 111.
- (32) Franklin, *Reconstruction*, p. 26.
- (33) Donald, *op.cit.*, pp. 17-18.
- (34) Kenneth M. Stampp, *The Era of Reconstruction*, 1865-1877 (New York: Alfred A. Knopf, 1965) pp. 24-49.
- (35) Williams, *op.cit.*, p. 370.
- (36) Fleming, *op.cit.*, pp. 114-115.
- (37) Williams, *op.cit.*, p. 371.
- (38) Heseltine, *op.cit.*, p. 140.
- (39) Stampp, *op.cit.*, p. 36.
- (40) Heseltine, *op.cit.*, p. 141.
- (41) *Ibid.*, pp. 140-141.

〔この構造は、1867年4月10日、奴隸制度の廃止大典を記念して開催されたトマス・カーネギー次大統領宣誓したのと、並んで開幕した〕